

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第50号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成27年4月10日 14時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市唐船鼻 <sup>とうせん</sup> 北方沖 田平港西防波堤灯台から真方位196° 1,400m付近 (概位 北緯33° 21.07' 東経129° 34.20')
事故等調査の経過	平成27年6月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 あんじゅ、16トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13683（漁船登録番号）、株式会社カイユウ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、唐船鼻北方沖を約12ノットの速力で北進中、平成27年4月10日14時00分ごろ、左舷機の冷却清水温度が上昇し、左舷機が停止した。 本船は、右舷機のみで自力航行して太郎ヶ浦漁港に向かい、同漁港沖で右舷機のオイルミスト抜き管から潤滑油が噴出する状況となったものの、航行を続けて同漁港へ帰った。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、本インシデント後、機関修理業者が両舷機を開放して点検したところ、シリンダライナ、ピストンには焼付き及び縦傷が、左舷機の過給機にはサイレンサの破片によるコンプレッサカバー及びコンプレッサホイールの破損等が、海水こし器には藻による詰まりが、それぞれ確認された。 本インシデント発生時、唐船鼻北方沖の海面には藻が浮遊していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、唐船鼻北方沖を北進中、左舷機の海水こし器が浮遊した藻により詰まって冷却清水温度が上昇したことから、ピストンが熱膨張して焼付き、左舷機が停止して運航が阻害されたものと考えられ

	る。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、唐船鼻北方沖を北進中、左舷機の海水こし器が浮遊した藻により詰まって冷却清水温度が上昇したため、ピストンが熱膨張して焼き付き、左舷機が停止したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮遊物がある海域を航行した際、浮遊物が海水こし器に詰まるおそれがあるので、海水こし器の開放整備を行うこと。